

伯耆町人権施策基本方針

第3次伯耆町人権施策推進計画



令和4年3月
伯 耆 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画改訂の経緯	2
5 計画の進行管理	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 人権施策基本方針	3
2 人権施策の推進方針	5
3 人権施策推進計画の体系	7

第3章 共通して取り組む重要施策

1 人権教育・人権啓発の推進	11
2 差別実態の解消に向けた施策	12
3 相談・支援の体制整備と充実	13
4 個人情報保護と人権	14
5 ユニバーサルデザインの推進	16
6 企業への啓発	17

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)	18
2 男女共同参画に関する人権	21
3 障がいのある人の人権	23
4 子どもの人権	26
5 高齢者の人権	29
6 外国人の人権	31
7 病気にかかわる人の人権	32
8 刑を終えて出所した人の人権	33
9 犯罪被害者等の人権	34
10 性的マイノリティの人権	35
11 生活困難者等の人権	37
12 様々な人権	38

第5章 人権施策の推進体制

1 町の推進体制	40
2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働	40
3 国、県、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働	40

～ 資 料 編 ～

(資料1)第3次伯耆町人権施策推進計画体系別実施事業一覧……………	1
(資料2)第3次伯耆町人権施策推進計画に関連する計画や調査等……………	6
(資料3)令和3年度伯耆町人権意識調査の結果について……………	7
(資料4)伯耆町人権施策推進計画に基づく令和3年度実施状況調査の結果について……	8
(資料5)伯耆町の概況……………	9
(資料6)第2次人権施策推進計画の体系……………	12
(資料7)伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例……………	15

※この計画書は、文字のバリアフリー化を図るため、「UDフォント」を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

伯耆町は、平成17(2005)年1月1日に、岸本町と溝口町が合併して誕生しました。同時に、「伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例」を制定し、人権問題の解決は町政の重要課題と位置づけて、町政を推進しています。

伯耆町では、この条例に基づき審議会を設置し、平成19(2007)年3月に「伯耆町人権施策基本方針」及び「伯耆町人権施策推進計画」を策定しました。そして、平成29(2017)年3月に「第2次伯耆町人権施策推進計画」を策定し、計画に基づいて人権施策を実施してきました。

国では、平成28(2016)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消法」という。)、 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)の差別解消を目指したいわゆる人権3法が施行されました。そして、令和元(2019)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)や「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」という。)が改正されるなど、矢継ぎ早に人権に関する法整備が進められています。

鳥取県では、令和3(2021)年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が一部改正され、現在、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂作業が進められています。

「伯耆町人権施策基本方針」は、伯耆町の人権施策の方向性や重要性を示すものです。そして、基本方針を具現化するための道筋や取組の方向性を示すものが「伯耆町人権施策推進計画」です。

このたびの改訂では、現在の基本方針に基づき、新たな課題にも対応しながら、施策の体系化と一層の充実を図りました。策定にあたっては、多くの町民の皆様のご意見を反映させながら、「住民参画と協働による人権尊重のまちづくり」の視点を大切にしました。

だれもが、個性や能力を十分に発揮することができる社会をつくるために、人権尊重を推進するとともに、同和問題(部落差別)、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかった人の人権などについて、分野ごとに所管する関係各課との連携を図りながら、取組を推進していく必要があります。

2 計画の位置づけ

この計画は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた「日本国憲法」の理念及び「伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例」に基づき、また、国の関係法令や「鳥取県人権施策基本方針」、「伯耆町総合計画」等との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

この計画は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、この計画は、おおむね5年後の令和8(2026)年をめどに見直しを行います。

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次伯耆町人権施策推進計画										
				評価・見直し	第3次伯耆町人権施策推進計画					
								評価・見直し		

4 計画改訂の経緯

この計画の改訂にあたっては、令和3(2021)年5月に町内の16歳以上の方の中から無作為に抽出した1,200人を対象に実施した人権意識調査の結果から、県の調査結果や町の前回調査結果との比較をしながら、本町の課題の把握を行いました。また、第2次伯耆町人権施策推進計画における事業の実施状況調査を実施する中でも課題の把握を行いました。

これらを基に、庁内関係部局の意見を求めたうえで素案を作成し、関係地区代表者、各種団体代表者や学識経験者等からなる伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する審議会において、内容の検討を行いました。また、パブリックコメント(注1)を実施し、広く住民の皆さんの意見を取り入れるよう努めました。

なお、本計画改訂の経緯は、次のとおりです。

伯耆町人権施策基本方針・推進計画	伯耆町人権意識調査
平成19(2007)年3月 策定	
平成29(2017)年3月 第1次改訂 ←	平成28(2016)年5月 第1回調査実施
令和 4(2022)年3月 第2次改訂 ←	令和 3(2021)年5月 第2回調査実施

5 計画の進行管理

この計画の進行管理については、計画の実施状況の点検・評価を毎年行い、住民意識の変化、社会的な動向に応じて弾力的かつ柔軟な運用を図ります。

【用語解説】

(注1) パブリックコメント : 公的な機関が法令等を制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案などを求める手続き。その結果を反映させることによって、より良い行政を目指す。

第2章 計画の基本的な考え方

1 人権施策基本方針

日本国憲法の精神のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない」社会をめざし、次のとおり人権施策基本方針を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- (1) 一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまちづくり
- (2) 人権文化(注2)の風が吹き渡るまちづくり
- (3) みんなが安心して暮らせるまちづくり

(1) 一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまちづくり

一人ひとりが自分自身の意思や希望を持って、まわりの人々と協力し合って、お互いの存在を尊重し合いながら、自分の個性や能力を十分発揮して多様な生き方や価値観を認め合える社会をめざします。これはまた、町民一人ひとりが自分自身の課題や、自分を取り巻く家庭や地域社会の中にある課題を持ち寄り、その課題解決に向けて行政の政策決定の場にも加わり、市政に参画する社会、協働のまちづくりの基礎になる部分を保障するものです。

子どもからお年寄りまで、障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、誰もが地域の中で主体的に人々とかかわりながら、自分の個性や能力が十分発揮できるような社会づくりをめざします。

この取組は、まちに人権文化の風が吹き渡し、みんなが安全で安心して暮らせるまちを生み出そうとする取組です。

(2) 人権文化の風が吹き渡るまちづくり

人権が尊重されるまちは、すべての人々が個人として尊重され、市民的権利(注3)と自由が保障されます。

【用語解説】

(注2) 人権文化：人権意識・人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活のすみずみにいきわたっているような状態を表す。(鳥取県人権文化センター設立趣意書より)

(注3) 市民的権利：一人の住民としての行動・思想・財産の自由が保障され、居住する地域・国家の政治に参加することの出来る権利。

人権についての正しい理解や実践する態度が、町民の中に十分定着していない状況では、ともすれば自分の権利だけをことさら主張するあまり、相手の権利を侵害してしまうことにもなりかねません。自分の人権が尊重されるためには、相手の権利を認めお互いに尊重し合い支え合う社会が基盤となっていることが大切です。

人権文化の風が吹き渡るまちの実現には、町民一人ひとりが人権を自分自身の問題としてとらえ、学び、考え、行動することが原動力になります。そのためには、お互いの違いを認め合い、尊重し合い、共に生きる心を育むことが大切です。

すぐれた人権意識と豊かな人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、それぞれの人権を尊重する心と態度が日常生活のすみずみに行き渡っているようなまちづくりをめざします。

(3) みんなが安心して暮らせるまちづくり

みんなが安心して暮らせるまちは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、お互いが信頼感で結ばれた地域社会で互いの存在を確かめ合い、自信と誇りを持って生活できる社会でなければなりません。

こうした社会を実現していくためには、「一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまち」で、「人権文化の風が吹き渡るまち」が前提となります。また、いつでも誰でもどこでも相談が来て、適切な支援を受けることができる環境が十分整備されていることも、そこに住む人の大きな安心感につながります。

しかし、少子・高齢化等の進展により、これまで家族や地域の人々の共同作業で支えられていた家事や育児、地域行事などの取組ができにくくなってきています。また、生活そのものが高度に機械化され関連産業の参入などにより、近隣との人間関係を結ばなくても、生活そのものには支障をきたさないような環境が生まれています。これにより、社会や集団の中での人間関係のあり方が変化してきています。

私たちは、家庭や地域、職場などのさまざまな社会集団とのかかわりの中で、心が満たされ、社会にとって自分の存在がかけがえのないものであるという自信と誇りを得ることができます。こうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権を尊重することにもつながるのです。

2 人権施策の推進方針

(1) 住民参画と協働による人権尊重のまちづくり

人権が尊重されるまちづくりの主体は、そのまちに暮らす住民そのものです。それぞれの住民が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に対等な立場で加わり、お互いの役割分担を明確にしながら、企画、実施、点検などをともに行なう「参画と協働」により施策を推進します。

誰もが安心して暮らせるまちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況など、人々にあるさまざまな違いや特性を認め合い、すべての人が活動しやすいように環境や建物、製品などのデザインのみにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりを含めて、地域社会全体にまで発展させていかなければなりません。

この取組は、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、多様な生き方を認め合い、個性が十分発揮できる社会を実現することにつながります。伯耆町はこのすべての人を大切にするという視点に立った施策を積極的に推進します。

(2) 人権教育・人権啓発の推進

部落差別をはじめあらゆる差別の解消を実現するために、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分尊重した行動が取れるように人権教育・人権啓発を推進します。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12(2000)年)において、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義しています。

地域、家庭、学校、職場などのあらゆる機会を通して、日常生活の課題などを人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分自身の問題として考えてもらうなど、方法や内容にも工夫して人権教育・人権啓発を推進します。特に、企業内研修やPTA研修などの充実を図ります。

町民一人ひとりの人権について正しい認識を持つためには、常に正しく新しい情報を収集して提供しなければなりません。伯耆町文化センターを人権情報の発信基地として位置づけ、資料の収集、貸し出しや各種研修講座の開催、講師派遣など、町民のニーズにあった人権情報を提供します。

(3) 相談・支援の体制整備と充実

町民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、町民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。

また、町民が直面する問題は、同和問題(部落差別)、男女共同参画、障がいのある人、子ども

も、高齢者、外国人、病気にかかった人の人権など様々な内容に及び、複数の問題を抱えることも少なくなく、相談内容を限定することなく受付けて、他の機関へつなげられるよう、相談等受入体制として関係機関との連携が求められています。

心配ごと・人権相談、困りごと・行政相談、人権・行政相談など、毎月総合的な相談日を設定し、その広報に努めるとともに、鳥取県等が設置する個別の人権課題に応じた相談・支援窓口についても、効果的に周知するよう努めます。

3 人権施策推進計画の体系

I 人権施策基本方針

- 1 一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまちづくり
- 2 人権文化の風が吹き渡るまちづくり
- 3 みんなが安心して暮らせるまちづくり

II 人権施策の推進方針

- 1 住民参画と協働による人権尊重のまちづくり
- 2 人権教育・人権啓発の推進
- 3 相談・支援の体制整備と充実

III 共通して取り組む重要施策

- 1 人権教育・人権啓発の推進
 - (1)効果的な啓発手法
 - (2)効果的な情報提供
- 2 差別実態の解消に向けた施策
 - (1)差別解消に向けた施策の検討
 - ①差別事象対策会議
 - ②インターネットモニタリング
- 3 相談・支援の体制整備と充実
 - (1)相談機能の充実
 - ①人権相談日の開設
 - ②周知の工夫と相談しやすい環境づくり
 - ③関係機関の連携の推進
- 4 個人情報の保護と人権
 - (1)個人情報の適正な管理等の推進
 - (2)本人通知制度の周知
- 5 ユニバーサルデザインの推進
 - (1)教育・啓発の推進
 - (2)公共施設等のUD化の推進
- 6 企業への啓発
 - (1)事業主等への人権啓発

IV 分野別施策の推進

- 1 同和問題(部落差別)
 - (1)差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進
 - ①教育・啓発の推進
 - ②同和対策事業の推進

- ③保育所・学校における人権教育の推進
- (2)同和地区関係者を取り巻く課題解決に向けた施策の推進
 - ①相談活動の充実
 - ②差別事象への適切な対応
 - ③本人通知制度の周知普及

2 男女共同参画に関する人権

- (1)社会における制度又は慣行の見直しと意識改革
 - ①男女共同参画に向けた意識改革
 - ②政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2)家庭並びに社会生活における男女共同参画の推進
 - ①地域社会における男女共同参画の推進
 - ②家庭生活における男女共同参画の推進
 - ③職場における男女共同参画の推進
- (3)男女の人権の擁護と健康支援
 - ①男女間のあらゆる暴力の根絶
 - ②女性の健康対策の推進
 - ③性差に応じた健康支援

3 障がいのある人の人権

- (1)教育・啓発の推進
 - ①広報活動の推進
 - ②啓発事業の推進
- (2)相談体制の充実
 - ①相談支援の充実
 - ②障がい者団体との協働による相談活動
- (3)権利擁護の推進
 - ①差別の解消
 - ②権利擁護の推進
- (4)社会参加と雇用の促進
 - ①職業相談・支援体制の充実
 - ②雇用の機会・働く場の確保
- (5)暮らしやすいまちづくりの推進
 - ①バリアフリーのまちづくりの推進
 - ②住環境の整備
 - ③移動手段の確保
- (6)特別支援教育の充実

4 子どもの人権

(1)教育・啓発の推進

①教育の推進

②啓発の推進

(2)相談・支援体制の充実

①ひとり親家庭の自立支援の推進

②特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

③児童虐待防止対策の充実

④いじめ、不登校等への対応の充実

(3)子育て支援サービスの充実

①親育ちの支援

②安心して子育てができる環境の確保

③地域の実情に応じた子育て支援の充実

(4)子どもを犯罪から守るための活動の推進

①情報モラル教育の推進

②青少年育成伯耆町民会議との連携

5 高齢者の人権

(1)教育・啓発の推進

①認知症についての啓発活動の推進

②消費者被害防止対策の推進

(2)相談・支援体制の充実

①制度の周知と利用促進

②虐待の早期発見と防止の推進

(3)社会参加の促進

①地域学校協働本部事業への参加促進

②シルバー人材センターへの加入促進

(4)多様なサービスの提供

6 外国人の人権

(1)教育・啓発の推進

(2)地域における国際理解、国際交流の推進

①町民向け語学講座や国際理解講座の開催

(3)外国人児童生徒等に対する教育の充実

7 病気にかかわる人の人権

(1)病気に対する正しい知識の普及と啓発の推進

(2)相談窓口の周知

(3)新型コロナウイルス感染症に関する取組

8 刑を終えて出所した人の人権

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談・支援の充実

9 犯罪被害者等の人権

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談・支援の充実

10 性的マイノリティの人権

- (1)教育・啓発の推進
- (2)諸課題についての検討

11 生活困難者等の人権

- (1)自立相談支援と住居確保支援
- (2)庁内連携の推進

12 様々な人権

- (1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- (2)災害被害者等の人権
- (3)アイヌの人々
- (4)ひきこもりの状態にある人の人権

第3章 共通して取り組む重要施策

1 人権教育・人権啓発の推進

【現状と課題】

一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を図るためには、全ての住民が、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を育み、主体的な実践行動につなげることが大切です。そのために、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を推進しています。

また、様々な人権問題について生涯にわたって継続した学習ができるよう、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において主体的に参加できる学習の機会を充実するとともに、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を推進しています。

しかし、令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「過去5年間に人権に関する講演会や研修会、地域の学習会等に何回参加したか」についての回答は、「参加したことがある(1～10回以上)」と答えた者の割合が40%(県47%、町前回調査45%)、「参加したことがない」と答えた者の割合が58%(県52%、町前回調査53%)になっています。講演会や研修会等へ「参加したことがある」よりも「参加したことがない」人の方が多くなっています。

講演会等に参加したことがある人と参加したことがない人の比較から、講演会等への参加によって人権感覚や認識、人権意識(問題状況を変えようとする意欲や態度、自他の人権感覚を守るような実践行動)が高くなることが確認されています。また、講演会等に参加したことのある人は、人権問題を理解するのに役立ったものとして、新聞、テレビ・ラジオ、インターネットよりも冊子・パンフレットや広報誌をあげる割合が高いことも確認されています。

こうした傾向から、人権問題を正しく理解するためには、啓発物を活用したり講演会や研修会に参加したりすることが重要です。そして、住民一人ひとりが自身の課題として人権についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発手法

住民の参画と協働による「人権フォーラム(伯耆町人権・同和問題実践研究交流会)」の開催、参加型学習など啓発手法を工夫した「明るいまちづくり懇談会」の実施、生活に身近な人権課題を取り上げた「ひまわりセミナー」の開催、住民の知恵を結集した「人権啓発標語」の募集など、一人ひとりが自分自身の問題として人権を考えることができるよう効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

また、伯耆町人権教育・啓発推進協議会との連携を一層深め、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場において主体的に参加できる学習の機会を提供します。

(2) 効果的な情報提供

また、人権意識を高めるため、ケーブルテレビやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動の工夫、町広報や人権だより等を活用した積極的な情報提供に努めます。

2 差別実態の解消に向けた施策

【現状と課題】

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「過去5年間で、差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるか」について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は12%(県16%、町前回調査13%)で、差別待遇(不平等・不利益な取り扱い)や職場での嫌がらせやいじめなど、日常生活の中で依然として様々な人権侵害が発生しています。

また、「普段の生活場面における人間関係の中で、平等に扱われているか」について、「平等に扱われていない」「どちらかといえば扱われていないと思う」と回答した割合は、「家庭において」27%(県21%)、「地域において」25%(県18%)、「学校または職場において」21%(県20%)となっています。直接的な人権侵害のほかにも、家庭や地域、学校や職場の中で「平等に扱われていない」と感じている人が多くいるのも現状です。

そして、「過去5年間で同和地区(被差別部落)の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがあるか」について、「見聞きしたことがある」と回答した割合は15%(県16%、町前回調査19%)で、依然として部落差別が存在しています。

「部落差別解消法」(平成28(2016)年)では、部落差別解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとなっており、具体的な取組が求められています。

【施策の基本的方向】

(1) 差別解消に向けた施策の検討

①差別事象対策会議

差別事象が発生した場合には、副町長をトップとした「差別事象対策会議」を設置し、差別事象の不当性や事象を生み出した背景等を捉えて分析し、対応策や今後必要な施策について検討していきます。

②インターネットモニタリング(注4)

インターネット等での誹謗中傷や差別的な書き込みが後を絶たないことから、悪質な書き込みを観察・記録し、削除要請等をしていくための「インターネットモニタリング」の実施を検討していきます。

【用語解説】

(注4) インターネットモニタリング : インターネット等での誹謗中傷や差別的な書き込みが後を絶たないことから、悪質な書き込みを観察・記録し、削除要請等をしていくこと。

3 相談・支援の体制整備と充実

【現状と課題】

住民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、住民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。

「部落差別解消法」(平成28(2016)年)では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めることとなっています。

しかし、令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、差別や人権侵害を受けたと思ったときの相談先として「国や県、市町村の人権相談窓口(電話相談やメール相談を含む)」を回答した者の割合は5%(県8%)にとどまっており、人権相談窓口が十分に活用されているとはいえない状況です。

住民が直面する人権問題は、同和問題(部落差別)、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また、複数の問題が関連する場合もあります。関係機関が緊密な連携を図りながら、相談機能の充実を図っていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 相談機能の充実

①人権相談日の開設

伯耆町では、法務局と連携して、特設の人権相談日を開設します。毎月、岸本公民館と溝口公民館の2か所に相談窓口を設け、人権擁護委員等が町民の人権に関する相談に応じます。

②周知の工夫と相談しやすい環境づくり

相談窓口の周知を図るため、広報の媒体や対象、関連する相談窓口の一括広報など、住民への周知方法を工夫します。また、必要な時に、気軽に相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所などに十分配慮します。

③関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることもあり、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて国や県、町内の関係機関や民間機関との緊密な連携、協働を一層推進するよう努めます。

4 個人情報保護と人権

【現状と課題】

平成15(2003)年に成立した「個人情報の保護に関する法律」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールです。

住民の個人情報を多く取り扱う地方自治体において、総合的な個人情報保護制度の必要性が高まったことを背景に、伯耆町では、平成17(2005)年に「伯耆町個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護を図ってきました。

そして、平成29(2017)年には、法律、条例において、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」を定め、差別の原因となるおそれのある個人情報の厳格な取扱いにより、保護に取り組んでいるところです。

一方で、就職や結婚などの際に、出身地のほか、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する「身元調査」が行われることがあります。これは個人情報の保護の著しい侵害であることは明らかであり、その解消が必要と考えられています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「結婚や就職に際して身元調査をすること」について、「相手のことを知るために、身元調査は必要だ」と答えた者の割合が8%(県7%)、「場合によっては、身元調査をせざるを得ないこともある」と答えた者の割合が36%(県39%)となっており、一部の方には、身元調査はやむを得ないと考える意識が残っています。

また、平成27(2015)年度に導入が始まった「マイナンバー制度」(注5) について、個人情報の流出、あるいは、なりすましによる被害の危険性への懸念が示されているところです。一方で、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になる、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットが想定されます。

このように個人情報保護法制を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和3(2021)年に「改正個人情報保護法」が公布され、行政内外における個人情報の保護と利活用の調和の確保を図るため、令和5(2023)年4月以降は、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用され、個人情報保護委員会が官民含め一元的に個人情報の取り扱いについて、監視監督を行うこととなっています。

【用語解説】

(注5) マイナンバー制度 : 正式名称は、社会保障・税番号制度。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤。

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適正な管理等の推進

伯耆町では、「伯耆町個人情報保護条例」に基づき、町が取り扱う個人情報等の適切な管理と保護に取り組めます。また、令和5(2023)年4月以降は、「改正個人情報保護法」により適用される全国的な共通ルールに基づき個人情報の保護を図っていきます。

(2) 本人通知制度(注6)の周知

偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査については、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、引き続き「本人通知制度」の周知に努めます。

【用語解説】

(注6) 本人通知制度 :住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことを知らせる制度。

5 ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰でも利用しやすいように、製品、建物、環境などをデザインすること」です。UDは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、近年は、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れ、全ての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展していこうとする動きが広がっています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「UDの内容について知っているか」については、「内容を知っている」と答えた者の割合が38%(県45%)、「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」が33%(県28%)、「言葉を聞いたこともないし、内容も知らない」が27%(県25%)となっています。

一人ひとりの人権が尊重されるUD社会の実現を目指して、他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうために学ぶ機会を提供し、UDの考え方を広めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育・社会教育をとおして、UDの考え方への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾け、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、UD製品に触れる体験や他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらう研修会などを通し、年代層ごとに手法を工夫しながら、町民へUDの考え方や大切さを学ぶ機会を提供します。

(2) 公共施設等のUD化の推進

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、UDに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

6 企業への啓発

【現状と課題】

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility、略称CSR)という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となってきています。

国では、令和2(2020)年に「パワーハラスメント対策法」が制度化され、パワーハラスメントに対する防止措置が事業主の義務となるなど、職場におけるハラスメント対策が強化されました(中小企業は努力義務)。さらに、令和3(2021)年には「障害者差別解消法」が一部改正され、事業主による合理的配慮の提供が努力義務から義務へと改められています。

しかし、令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「過去5年間に差別や人権侵害を受けたと思ったことがある」と答えた者の割合は12%(県16%)で、その内「職場での嫌がらせやいじめ(パワーハラスメントを含む)を受けたことがある」と答えた人は33%(県47%)と、依然として企業等においてハラスメントなどの人権侵害が発生しているのが現状です。

社会に大きく影響を持つ企業においては、このような差別のない一人ひとりの人権が尊重される職場づくりに取り組むことが求められており、このためには、まず事業主が先頭に立って、幹部や従業員に対する人権教育・人権啓発を積極的に進めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 事業主等への人権啓発

企業には、その社会的責任として、性別・国籍の違いや、育児・介護・障がい・感染症等の病気等、それぞれの従業員の属性や状況の多様性を尊重し、個性や能力を活かしながらともに働くことができる職場づくりが強く求められています。企業において、このような多様性が尊重され、誰もが安心して働くことができる人権が尊重される職場づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。

企業において多様な属性や状況に対する差別の解消や社会的障壁の除去が進むよう、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」、「パワーハラスメント対策法」の周知を図ります。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」を受けて、昭和44(1969)年に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。

「同和对策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14(2002)年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たって鳥取県は、平成14(2002)年2月に「今後の同和对策のあり方」を定めました。同和地区の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、一部に立ち遅れがあることを視野に入れながら、「差別があるかぎり同和问题解決のために必要な施策について適切に対応していく」とし、その後も部落差別の解消に向けた取組を積極的に推進しています。

国は、平成 28(2016)年、「部落差別解消法」を施行し、「現在もなお部落差別は存在する」と明記したうえで、部落差別の解消に関する理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査の実施等について定めました。

しかし、今もなお、同和地区(被差別部落)かどうかの問い合わせや、差別発言、差別落書きなどの差別事象が報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為や差別的な書き込みが行われています。国は平成30(2019)年、インターネット上の同和地区に関する識別情報の提示は削除要請の対象とする見解を示しています。そして、令和3(2021)年9月に東京地裁は、被差別部落の地名リストをウェブサイトに掲載し、書籍化するのは「差別を助長する行為だ」として、プライバシーの侵害を認めました。

伯耆町では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和对策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、同和问题の解決を町政の重要課題として位置づけ、諸施策を推進してきました。その結果として同和地区の生活環境をはじめ、様々な格差が是正され、一定の成果が認められています。

また、啓発の分野においても、長年にわたる学校教育の積み重ねや、明るいまちづくり懇談会の開催、ひまわりセミナーの実施など、地域での啓発活動の取組などによって、町民意識は着実に変化してきています。

しかし、令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「過去5年間で同和地区(被差別部落)の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがあるか」について、「見聞きしたことがある」と回答した割合は15%(県16%、町前回調査19%)で、依然として部落差別が存在している現状があります。

また、「同和問題(部落差別)についてどの程度知っているか」については、「同和地区(被差別部落)の起源や歴史、同和問題(部落差別)の現実(就職・結婚差別、差別発言・落書き、インターネット上の書き込み等)」を「ある程度知っている」と回答した者の割合は33%(県32%)に過ぎず、「少し知っている」や「同和地区(被差別部落)が存在していることは知っている」と回答した者の方が多い傾向にあり、同和問題(部落差別)についての正しい認識が普及しているとは必ずしも言えない状況です。

偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得については、平成20(2008)年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しています。全国的に不正取得をしていた法務事務所が、平成23(2011)年から24(2012)年にかけて鳥取県内でも35件を取得していたことが判明しました。伯耆町でも3件の被害が確認されています。このような不正取得の抑止を図るため、第三者に住民票等の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる事前登録型の「本人通知制度」を平成24(2012)年度から導入していますが、登録者数はまだ少なく、制度の周知等を進める必要があります。

こうした状況の中、課題の解決をめざして、引き続き必要な施策を積極的に推進していくことが重要です。

【施策の基本的方向】

(1) 差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進

町民一人ひとりが、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことが出来るよう、人権尊重の視点に立った教育、啓発を推進します。

①教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、伯耆町人権教育・啓発推進協議会をはじめとする関係団体等と連携のもと、推進者の研修機会の充実を図るとともに、明るいまちづくり懇談会やひまわりセミナー、講演会、各種講座、職場研修、広報誌、ケーブルテレビなど様々な機会を通して教育、啓発を推進します。

教育・啓発事業においては、子育て世代や40歳以上の世代など、世代ごとに内容等を工夫し、より多くの方に参加していただける体制を整えます。

②同和对策事業の推進

収入、就労、就学の状況から生じている様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。また、文化センターは周辺地域も含めた伯耆町全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点施設となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに応じた事業の充実を図ります。

③保育所・学校における人権教育の推進

各保育所の人権保育計画、各小中学校の人権教育計画に基づいて、保小中の連携を図り、一貫した指導の充実強化を図ります。

(2) 同和地区関係者を取り巻く課題解決に向けた施策の推進

同和地区の生活実態や同和問題に関する町民意識の把握に努めながら、同和地区関係者を取り巻く様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

①相談活動の充実

同和問題に関する町民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、生活相談員や文化センターによる相談活動を推進します。

②差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には、「人権・同和問題に関する差別事象に対する対応マニュアル」に沿って、速やかな対応を行います。

③本人通知制度の周知普及

戸籍等の不正取得事件など、具体的な事件を紹介しながら、本人通知制度の周知普及を図ります。

2 男女共同参画に関する人権

【現状と課題】

女性の尊厳と人権を守るためには、男女がお互いに対等な人間として尊重しつつ役割と責任を分かち合い、個性や能力を十分発揮することが出来る男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

昭和50(1975)年の国際婦人年を契機に、国連や各国で様々な取組が行なわれ、男女平等に向けた法律や制度なども整備されてきました。わが国でも、昭和60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准や、平成9(1997)年の「男女雇用機会均等法」の整備などにより、男女平等に対する機運の高まりが見られるようになりました。さらに、平成11(1999)年に「男女共同参画基本法」が制定され、平成12(2000)年には同基本計画が策定されました。

伯耆町では、平成18(2006)年に「伯耆町男女共同参画推進条例」と同推進計画を策定し、平成28(2016)年に「第2次伯耆町男女共同参画推進計画」、令和3(2021)年に「第3次伯耆町男女共同参画推進計画」を策定しています。合併と同時に設置した人権政策課を、教育委員会事務局内の人権政策室に移し、その後、平成28(2016)年度から総務課で男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。

このような取組の結果、「男は仕事」「女は家庭」のような長い歴史の中で作られてきた男女の固定的役割分担意識は、大きく変化しつつあります。しかし、各種団体や委員会など、組織における意思決定への参画などはいまだ平等とはいえない状況にあります。

令和2(2020)年8月に実施した伯耆町男女共同参画意識調査結果によると、「政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由はなんだと思いますか」についての回答は、「家事、子育て、介護の負担が大きい(家事等の負担)」が最も高く、続いて「男性優位の組織運営(男性優位)」となっています。3番目に多い回答では、男性の回答では「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」、女性の回答では「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」となっており、男女で感じ方が異なっています。また、「女性自身の積極性が不十分(女性の積極性)」と回答した割合は、女性の方が多く結果となっています。

また、配偶者や恋人など親密な関係にある相手から受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力(ドメスティック・バイオレンス)や、相手の意に反した性的嫌がらせ(セクシャル・ハラスメント)、執拗に相手に付きまとい、相手やその関係者に迷惑や攻撃、被害を与えるような行い(ストーカー行為)など、女性に対する心理的、身体的暴力、性の商品化による人権侵害や、若年層の望まない妊娠の増加なども近年大きな社会問題となってきています。

性別にかかわらず、お互いに対等な人間として尊重しつつ、ともに役割と責任を担い個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、「伯耆町男女共同参画推進計画」の具体的施策を推進することが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努める

とともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう意識改革を推進します。

①男女共同参画に向けた意識改革

男女共同参画に関する正しい理解の促進と法令・制度等の周知及び、各種相談窓口の開設と周知を図り、学校教育で男女共同参画の視点に立った学習を推進します。

②政策・方針決定過程への女性の参画の推進

町民の半数以上を占める女性の意思を反映させるため、審議会等の男女構成比率を改善し女性の参画を推進します。

(2) 家庭並びに社会生活における男女共同参画の推進

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護、その他の家庭生活における活動及び職場、地域、その他の社会生活における活動について、対等に参画することができるよう推進します。

①地域社会における男女共同参画の推進

地域活動や防災分野への男女共同参画を推進します。

②家庭生活における男女共同参画の推進

家事、子育て、介護における男女共同参画を推進します。

③職場における男女共同参画の推進

職場における女性の地位向上及び、仕事と生活の調和を図る体制整備を推進します。

(3) 男女の人権の擁護と健康支援

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

そんな中、配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

また、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。

男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力を許さず、被害者の救済に努めるとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進します。

①男女間のあらゆる暴力の根絶

身体的、精神的、経済的、性的等男女間のあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくりを行います。

②女性の健康対策の推進

妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を推進します。

③性差に応じた健康支援

女性・男性特有のがん検診を実施するなど、性差に応じた健康を支援します。

3 障がいのある人の人権

【現状と課題】

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18(2006)年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国では、平成19(2007)年に同条約に署名、その翌年の平成20(2008)年に同条約は正式に発効しました。

平成23(2011)年には同条約の理念を踏まえ、「障害者基本法」の改正が行われました。その後、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が成立し、「障害者雇用促進法」の改正が行われ、平成26(2014)年には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

平成28(2016)年には「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障害者基本法第4条に基本原則として定められた「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的扱いの禁止」「障がいのある人に対する『合理的配慮』の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などを規定しています。

伯耆町の障がい者の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、多くの課題を抱えています。このため、「伯耆町障がい者プラン」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策又は障がい者福祉サービスの提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更には達成すべき目標などを明らかにすることで、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「障がいのある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人(多数派)に合わせて作られているからだ」という設問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合は69%(県73%)で、県よりも低くなっています。

また、「災害時に、地域の高齢者や障がいのある人の避難についても気を配ることができる」については、「できる」「どちらかといえばできる」を合わせて72%で、県の67%と比べて5ポイント高くなっています。災害などの緊急時や近所づきあいにおいては、人権に配慮した態度や行動がとれる実践力が高まっていると考えられます。

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指す必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生の社会を実現するために、障がいや障がいのある人に対する理解を深める「こころのバリアフリー」を推進します。

① 広報活動の推進

障がいへの理解を深め、ユニバーサル社会の実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報や町のホームページ、防災行政無線、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

②啓発事業の推進

障がい者週間等の各種行事を中心に、幅広く一般住民や障がい者団体が参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障がい者団体による障がいに関する啓発活動に対し、積極的に支援を行います。

併せて、障がいの状況だけでなく障がいにより引き起こされる個々の状況への理解を深める啓発活動を推進します。

(2) 相談体制の充実

障がい者やその家族等が必要に応じて適切な相談をいつでも受けられるよう、町や民生委員、相談支援委託事業者等との連携を密にして、町民や障がい者に対する各種相談体制の充実と周知を図ります。

①相談支援の充実

障がい者個々の心身の状況やサービスの利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成が行われるために、指定特定相談支援事業所が増えるように働きかけ、又、相談支援専門員の資質の向上にも取り組みます。

②障がい者団体との協働による相談活動

障がい者やその家族等の多様なニーズに対応するため、町は障がい者団体と協力して相談体制を整備し、自立及び社会参加の促進を図ります。

(3) 権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け制定された「障害者差別解消法」を基に、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者の虐待防止等、障がい者の権利擁護の取組を行います。

①差別の解消

国において策定される基本方針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

②権利擁護の推進

成年後見制度について、住民への周知や市町村長申立制度、権利擁護センターの活用等、利用者支援の仕組みづくりを進めるとともに、法人後見や市民後見人の養成等の体制整備を行います。

(4) 社会参加と雇用の促進

障がい者の雇用・就業は、地域で自立した生活を行うための基礎となり、本人の希望を尊重しながら障がいの種類や程度に応じた支援体制や設備を整えて、適性と能力を十分に活かせる職場を確保していくことが必要となります。

そのために、障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、「総合支援法」に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がい者の支援を推進します。

また、一般企業での就労が困難な重度の障がい者については、福祉的な雇用対策を図ります。

①職業相談・支援体制の充実

ハローワークを中心に総合的に関係機関と連携し、職業相談が円滑にすすむよう支援体制を充実します。

②雇用の機会・働く場の確保

雇用機会の拡大を図るため、多様な職種の雇用事例の作成とその事例集の広報に努め、雇用の促進を図ります。

就労を希望する障がい者は、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」「就労継続支援」サービスを積極的に活用できるように各施策を推進し、また、「障害者優先調達法」に基づき、福祉施設から優先的に物品等を調達し、工賃の向上にも努めます。

(5) 暮らしやすいまちづくりの推進

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

①バリアフリーのまちづくりの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、住民のための公共施設等のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、道路のバリアフリーを推進します。

②住環境の整備

障がい者が、住み慣れた住居で快適に継続して生活が送れるように、住宅改造助成制度等の周知と利用促進を図るとともに、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。

③移動手段の確保

障がい者が自由に外出できるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や公共交通機関の利用の困難な人へのヘルパー派遣、車両による移送サービスの充実に加え、自動車改造費用助成などの各種助成制度の周知を図ります。

(6) 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒については、一人ひとりの不利な条件を改善し、障がいの状態に応じた環境を整え地域の学校で共に学び、障がいに基づく種々の困難を克服して、強く生きようとする意欲を高め、可能な限り社会自立できるように指導を行います。

また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒についても、適切な支援を行う個別の支援計画や一貫した相談支援体制の充実を図ります。

4 子どもの人権

【現状と課題】

子どもの人間としての権利は、平成元(1988)年に国際連合の総会で採択された「児童の権利に関する条約」によって、法的に認めるよう義務づけられています。この条約では、①生きる権利(生存)②育つ権利(成長発達)③守られる権利(保護)④参加する権利(市民的自由及び参加)の4つを柱とした子どもの権利が保障されています。

この条約はわが国においても平成6(1994)年に批准し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成 25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26(2014)年に施行されました。

しかし近年、経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景とした身体的虐待や育児放棄、家族の介護や身の回りの世話などを日常的に担っているヤングケアラーの実態、発達障がいなどの要因により、支援が必要な子どもが増えていることから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々の子どもの発達を保障していくために、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。

さらに、インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ、有害情報の閲覧、犯罪若しくはトラブルに巻き込まれるなどの問題が発生しており、保護者への注意喚起と家庭でのルールづくりの推奨が必要です。

また、いじめ・不登校等児童生徒に係る問題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談ニーズが高まっています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「保護者が子どものしつけのために、叩いたり怒鳴ったりすることは、ある程度は仕方がない」の設問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が44%(県49%)、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた者の割合が50%(県45%)で、子どもの人権についての認識は県に比べて本町は高まってきています。また、「子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要だ」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が83%(県83%)と、公的な支援を求める声が多くあります。

こうした中で、多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒たちをサポートし、保護者への相談体制の整備を進めるとともに、保育所、学校、子育て支援センターなどにおける子育て中の家庭への支援も含め、体制整備に努めてきています。しかし、このような相談窓口や子育て支援の施策があまり知られておらず、今後積極的に周知していくことが必要です。

伯耆町では、「伯耆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、子育て支援施策を総合的に推進しています。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

子どもも一人の町民として人権が保障されるとともに、子ども自身にかかわるあらゆることに対して、自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会づくりを推進します。

①教育の推進

子どもの時期は人格形成の重要な時期であるため、保育所、小学校及び中学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

②啓発の推進

子どもの権利擁護を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

(2) 相談・支援体制の充実

子育てに不安をもつ保護者や、様々な不安を持つ子どもに対して、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、相談しやすい環境づくりを行います。また、妊婦、子育て支援部局や保育所、学校教育、社会教育が連携することで、育児放棄、身体的虐待、インターネット等によるいやがらせ、いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

①ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもと共に健全な生活を営むことができるよう取組を実施します。

②特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

障がいの有無、家庭の経済状況に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中ですこやかに成長できる社会を実現するための取組を実施します。

③児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくため、また、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない支援を総合的に行います。

④いじめ、不登校等への対応の充実

学校において、いじめ、不登校等の未然防止、早期対応のために、スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣などによる学校の支援体制の強化を図ります。

(3) 子育て支援サービスの充実

子育てに関する保護者の不安や負担を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

①親育ちの支援

子育ての第一義的な責任が家庭にあることを踏まえ、親の役割や家庭教育の重要性を伝えていくとともに、親自身が育児力をつけて子どもたちに向き合えるよう取組を実施します。

②安心して子育てができる環境の確保

親子の愛着形成の促進、保護者の育児不安やストレス軽減など、安心して育児の出来る環境の確保を推進します。

③地域の実情に応じた子育て支援の充実

地域における様々な子育て支援の充実や、子育て中の保護者の孤立を防止するための取組を実施します。

(4) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

犯罪に巻き込まれるおそれのある有害情報やインターネットから子どもを守るための取組を、学校や家庭、地域などが連携しながら実施します。

①情報モラル教育の推進

情報社会における的確な判断力を養うことができるよう、学校等において携帯電話やインターネットの安全な使い方などについての情報モラル教育の推進に努めます。

②青少年育成伯耆町民会議との連携

子どもたちを犯罪や被害から守るため、青少年育成伯耆町民会議等と連携しながら、通学路の安全点検や少年を守る店の周知啓発などの取組を推進します。

5 高齢者の人権

【現状と課題】

本町の令和3(2021)年4月1日現在の人口は、10,740人で、そのうち65歳以上の高齢者は4,143人となっており、高齢化率は38.6%となっています。

日本全体でも令和2(2020)年10月1日現在で高齢化率が28.8%となり、国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者という「超高齢社会」が到来しています。令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、高齢化が一層進行することが予測され、身体能力の低下や日常生活に支障が生じるまで記憶力・判断力・認知能力が低下するという認知症の発症などにより、支援を必要とする高齢者も増加するものと予想されます。

このような状況の中で、元気で自立した高齢者が、生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中で積極的な役割を果たしていくことが出来るとともに、介助や支援・援護を必要とする高齢者がその尊厳を保ちながら、それぞれの個性や能力に応じた日常生活を営むことが出来る、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

近年、高齢者に対する介護者からの身体的、心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待、あるいは高齢者に対する就業差別といった事案が高齢者の人権に関わる深刻な社会問題として表面化しています。また、経済的な事情から、家庭の中で精神的、身体的、経済的負担を抱え込んでしまう傾向もあります。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「高齢者の人権や命が軽んじられたりする風潮に不満がある」の設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が53%(県54%)と、5割を超えています。

また、「災害時に、地域の高齢者や障がいのある人の避難についても気を配ることができる」については、「できる」「どちらかといえばできる」を合わせて72%で、県の67%と比べて5ポイント高くなっています。災害などの緊急時や近所づきあいにおいては、人権に配慮した態度や行動がとれる実践力が高まっていると考えられます。

伯耆町では、「伯耆町高齢者福祉計画」及び「南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する福祉施策を推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営や生きがいづくりに努めています。今後も、急速に変化する各種制度や施策に適切に対応していくとともに、認知症や高齢者虐待などの課題に関する正しい理解を深めるための啓発を推進し、高齢者の人権が保障される社会づくりを進める必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

認知症に関する正しい知識の普及・啓発や、高齢者に対する虐待などへの権利擁護についての啓発を推進します。

①認知症についての啓発活動の推進

認知症の高齢者が地域や家庭で安心して暮らし続けることができるように、認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域住民への正しい知識の啓発を行います。

②消費者被害防止対策の推進

高齢者を犯罪、人権侵害、悪徳商法等から保護するため、関係機関と連携し、被害防止に関する啓発・広報を実施します。

(2) 相談・支援体制の充実

暴力や介護放棄、経済的虐待への対応など、高齢者の権利擁護についての総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

①制度の周知と利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業について広く周知し、その活用を推進します。

②虐待の早期発見と防止の推進

高齢者虐待には、地域と福祉専門機関が一体となって取り組まなければなりません。このため、高齢者虐待の理解と認識を高めることにより、早期発見・早期対応をして高齢者の権利を擁護するとともに、介護者を支援し、事件・事故の未然防止に努めます。

(3) 社会参加の促進

高齢者が積極的に地域活動に参加し、それまで培ってきた経験や能力、技術を活かし、健康で明るく自立した生活が出来るように、地域全体で取り組みます。日ごろから地域内高齢者の実態を把握するとともに、世代を越えた有機的なつながりづくりに意図的に取り組みます。

①地域学校協働本部事業への参加促進

地域学校協働本部事業は、地域の様々な大人が教育活動に関わることで、子どもたちの多様な体験・経験の機会を増やすことを目的とした事業であり、高齢者の様々な経験技能を活かす場として、参加を促進します。

②シルバー人材センターへの加入促進

高齢者が生きがいを持つことは、幸福感や満足感を得ることができ、生き活きと元気で長生きすることにつながります。また、多種多様な生きがいを個人で求める時代になると同時に、臨時的、継続的な雇用の場の創設も望まれています。

このため、高齢者の経験、知識、技能等を活用するとともに、生きがいづくりと就労の機会の拡大を図るため、南部広域シルバー人材センターへの加入を促進します。

(4) 多様なサービスの提供

高齢者が介護保険などの各種制度やサービスを自ら選択し、利用しやすくするための広報活動を推進します。

また、高齢者一人ひとりがこれらのサービスを柔軟に利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境に応じた多様なサービスの提供に努めます。

6 外国人の人権

【現状と課題】

伯耆町には令和3(2021)年1月現在、17カ国から49人の外国籍者が生活しています。これは本町人口の約0.5%にあたります。

平成21(2009)年の「出入国管理法」の改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」「言語による壁や情報不足」「教育の保障」など解決されていない課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。また、国際結婚により外国にルーツを持つ子どもやその家族が増加傾向にあり、教育現場や地域(家庭)等で新たな課題にもなっています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「外国人が増えると治安が悪くなる」の設問について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた者の割合が55%(県51%)となっています。また、「日本で暮らす外国人が、母国の言葉や文化を大切にすることを尊重すべきだ」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が79%(県79%)となっています。

伯耆町においては、学校における語学指導や町民対象の語学講座など、地域における国際化への取組を行っています。今後も、国籍や民族などが異なる人々が、言語や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、ともに支えあって生きていける多文化共生社会の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら施策を進めていくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消するための啓発に努めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際理解教育等の取組の推進に努めます。

(2) 地域における国際理解、国際交流の推進

異なる文化を持つ人々との交流等を通じて、外国人が地域で暮らす同じ住民であるという認識を高め、共生社会の実現に向けた行動化を促す取組の充実に努めます。

①町民向け語学講座や国際理解講座の開催

お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し地域で生活する外国人との交流を進めます。

(3) 外国人児童生徒等に対する教育の充実

一人ひとりの外国人や外国にルーツを持つ児童生徒等の学力、日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にした教育の充実に努めます。

7 病気にかかわる人の人権

【現状と課題】

平成 9(1997)年、国によって策定された「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

平成14(2002)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、HIV感染者、ハンセン病にかかった人などの人権問題に対する取組を推進することが明記されています。

また、令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生し、鳥取県では「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」(時限条例)により、感染症に関することを理由とした差別行為の禁止を規定しました。

しかしながら、感染症や精神疾患などの病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、病気にかかっている人やかかった人及びその家族に対する人権意識の育成が十分でないために、病気にかかった人に対して、偏見に基づくさまざまな人権侵害が生じてきました。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「ハンセン病元患者に対して、宿泊施設、店舗等への入店や利用を拒否することがあってはならない」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が87%(県82%)で、県に比べて多い傾向にあります。

感染症をはじめ病気にかかった人の人権が侵害されることのないように、病気についての正しい知識の普及と、偏見や差別を無くすための取組を行うことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 病気に対する正しい知識の普及と啓発の推進

無知や無理解から差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及を図るとともに、鳥取県が行う啓発事業などに積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間(6月)」、「心の健康祭り(10月)」、「世界エイズデー(12月1日)」などの機会を生かして啓発を推進します。

(2) 相談窓口の周知

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、就労生活相談など多様な対応が求められるため、県が設置する医療安全支援センター等の相談窓口等の周知を図ります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、感染者や関係先等への誹謗中傷を行わないようメッセージを発信していきます。

8 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。

矯正施設(刑務所、少年刑務所、少年院など)の入所者や被疑者・被告人の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま再び地域に戻る者も数多く存在しています。

そのため、高齢者などの中には地域に戻ってきても生活困窮や孤立によって再犯につながっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。

国においては、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることから、平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間が連携協力し、再犯防止推進施策の総合的な推進を図ることとされました。

これを受け鳥取県では、全国に先駆けて平成30(2018)年に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した者を孤立・排除するのではなく、地域全体で包み込み、共に支え合って生活できる社会づくりを展開していくため、再犯防止施策の充実・強化を推進していくこととしています。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「近所に刑を終えて出所した人がいたとき、地域の仲間として迎えることができる」については、「できる」「どちらかといえどできる」を合わせて38%(県33%)、「どちらかといえどできない」「できない」を合わせて18%(県23%)となっています。矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組等を通じて、全ての人が社会で役割を持ち意味ある存在として生活していることを認識する学びを重視した教育の充実に努めます。

(2) 相談・支援の充実

再犯防止など更生保護の充実発展に向けた取組について、国や関係機関と連携し必要な支援をしていきます。

9 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

鳥取県内における殺人、強盗、窃盗等の刑法犯認知件数は、令和2(2020)年は1,814件と17年連続で減少、交通事故の発生件数も令和2(2020)年は628件と16年連続で減少していますが、件数は減少傾向にあるものの、依然として県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。

こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、さらにプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害(二次的被害)にも苦しめられることがあります。

鳥取県内においても、犯罪被害者やその家族らの被害の早期回復と軽減を図ることを目的とした「犯罪被害者支援条例」を制定する自治体の動きもあり、予期せぬ犯罪に巻き込まれた被害者が、社会で孤立することがないように支援が受けられる環境整備が進められています。

犯罪被害者等の支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには被害者支援の気運の醸成が不可欠であることから、被害者支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

(2) 相談・支援の充実

相談に来られた被害者等の話を傾聴し、被害者等の実情に応じた情報提供を行います。また、とっとり被害者支援センターや警察の相談窓口など、適切な相談機関や支援施設の紹介を行います。

10 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

性的マイノリティ(性的少数者:セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つに、「LGBT」があり、恋愛や性的な関心の対象がどの性別に向かっているか表す「性的指向」(Sexual Orientation セクシュアル・オリエンテーション)と、自分の性別がどの性別に属しているかの認識や自覚を表す「性自認」(Gender Identity ジェンダー・アイデンティティ)に分かれています。

LGBT

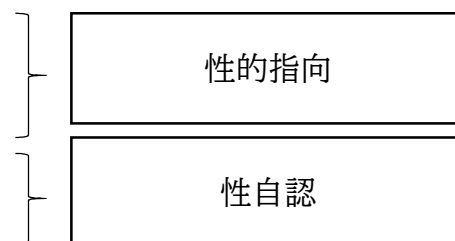
L:レズビアン(Lesbian):女性同性愛者

G:ゲイ(Gay):男性同性愛者

B:バイセクシュアル(Bisexual):両性愛者

T:トランスジェンダー(Transgender):生まれたときの
「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※「LGBT」以外にも、多様な性のあり方が存在していると言われています。



SOGI

「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」のアルファベットの先頭の文字を取って「SOGI」と表現することがあります。「LGBT」という言葉は、性的マイノリティの人たちを一つのカテゴリーとして括りだし、その人たちが特別な存在として印象付けてしまう可能性があります。これに対して「SOGI」とは、すべての人が持っている、それぞれの性的指向あるいは性自認を意味します。

性的指向や性自認は多くの場合、思春期に認識すると言われていますが、学校生活や社会生活で困難に直面する場面では、社会の多数派(マジョリティ)とは異なる者として、今もなお無理解や誤解による差別や偏見が存在しています。

令和元(2019)年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当する例として、相手の性的指向・性自認に関する言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング」が規定されました。

「LGBT」の方々の生きづらさを解消し、アウティング対策など、正しい理解促進に向けた取組を進める必要があります。

令和3(2021)年5月に実施した伯耆町人権意識調査結果によると、「性的マイノリティが社会的話題になっているが、自分の周りにはいないと思う」という設問については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合が34%(県35%)、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた者の割合が33%(県35%)となっています。

また、「身近な人から性的マイノリティであると告白(カミングアウト)を受けたとき、共感したり、

支援する意思を伝えることができる」については、「できる」「どちらかといえばできる」を合わせて52%(県53%)、「どちらかといえばできない」「できない」を合わせて15%(県16%)、「わからない」「無回答」を合わせて34%(県31%)となっています。

多様な性のあり方があることをより多くの人々が認識し、理解が進むように啓発を行っていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、きめ細やかな対応の実施に努めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性のあり方について、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにするための教育の推進に努めます。

また、社会教育では、多様な性のあり方について、各種講座により住民周知を図ります。

(2) 諸課題についての検討

カミングアウト(本人が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること)をするか、しないかは本人の自由です。カミングアウトの内容を本人の同意なく、他の人に伝えること(アウティング)はしてはいけません。「カミングアウトの強制(及び禁止)やアウティングの禁止」などを学ぶ研修会等の開催を検討し、性的マイノリティにかかる理解促進を図ります。

なお、性の多様性についての議論は、国において検討が進められていくものであることから、今後の国の動向を注視しながら対応を図っていきます。

11 生活困難者等の人権

【現状と課題】

我が国の経済政策における構造改革により、雇用や就業をめぐる環境の多様化に伴って、不安定な雇用や低収入により困窮し、働いていても健康で文化的な生活を営むことができない人々が急増する等の貧困問題が大きな社会問題となっています。

このような状況に対応するため、平成 27(2015)年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が設置され、生活保護を受給する前段で生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援することが可能になりました。

伯耆町においても、住居確保給付金の支給や伯耆町社会福祉協議会と協力し自立相談支援事業を実施しています。

今後も、複合的な問題を抱えた生活困窮者の課題を解消するため、庁内での連携を強化することで、確実に相談窓口につなげる取組が必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 自立相談支援と住居確保支援

生活困窮者に対する相談窓口を設置し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成などの支援を行います。

また、離職を理由に住居を失う恐れがある者に有期で家賃等を支給する住居確保給付金を支給します。

(2) 庁内連携の推進

行政施策のあらゆる場面で、生活困窮者ではないかと感じられる場合は、生活困窮者自立支援事業担当課に連絡し、積極的なアウトリーチ(援助が必要であるにもかかわらず自発的に申し出ない人々に対して、行政などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと)を行います。

また、相談者の支援プランを作成する支援調整会議には、支援調整に必要な担当部署にも出席を依頼し支援プランにおいて役割を求めるなど、庁内連携を図ります。

12 様々な人権

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、私たちの周りには様々な人権問題が起きています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

鳥取県には、北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者や、拉致された疑いのある方々がおり、拉致の疑いのある方々の中には伯耆町出身の方も含まれています。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。

国、県、町は、平成18(2006)年6月施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動を行っていますが、拉致問題の解決に向け、町内の機運を高めていく必要があります。

(2) 災害被害者等の人権

近年、大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢性別、性自認、家族構成、病気、言葉の障がいなど様々な課題に配慮した取組が必要となっています。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災、また、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの住民が避難生活を余儀なくされる中で、避難者に対する放射線被ばくについての風評による人権問題なども発生しています。県内にも多くのかたが避難してこられており、令和3年4月26日現在、県内で27世帯、64人の方が避難生活をされています。

(3) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

平成19(2007)年、国際連合では「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、また、その翌年平成20(2008)年には、衆参両院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まっています。

このような状況を背景に、平成31(2019)年2月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社

会を実現するための施策の推進に関する法律」が閣議決定され、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されました。また、同法に基づき同年9月には「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が策定され、政府においては、アイヌに対する差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化について教育活動の推進や、民族共生象徴空間(アイヌ文化の復興と発展のための拠点となるナショナルセンター、愛称「ウポポイ」)での生活や文化の体験など、その魅力に対する理解を深めるための取組などが定められました。

(4) ひきこもりの状態にある人の人権

就学や就労などの社会参加や対人交流を避け、自宅を中心とした生活を送るひきこもり者の増加は、社会全体で対応すべき重要な課題となっています。

内閣府の調査によると、いわゆるひきこもり状態(注7)にある方については、15歳から39歳までで54.1万人(平成30(2018)年12月調査)、40歳から64歳までで61.3万人(平成30(2018)年12月調査)と推計されています。

鳥取県が平成30(2018)年に実施した実態調査では、県内で685人の方が把握されており、人口当たりの該当者の割合は0.25%となっています。

ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合って生じるとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうることだと言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

【用語解説】

(注7) ひきこもり状態 :様々な要因の結果として社会的参加(仕事・学校・家庭以外の人との交流など)ができない状態が6か月以上続いていて、自宅に引きこもっている状態

第5章 人権施策の推進体制

1 町の推進体制

人権施策の推進にあたっては、関係各課と連携を取り毎年点検改善を加えながら、各種事業を実施していきます。

また、行政、教育委員会、保育所、小学校、中学校、PTA、社会福祉協議会、各種事業所、議会、農業委員会、区長協議会、民生委員協議会、青年団、男女共同参画審議会、老人クラブ連合会、身体障害者協会などの団体や人権擁護委員、人権教育推進員、行政相談委員、社会教育委員、公民館、隣保館、関係地区役員などにより組織する伯耆町人権教育・啓発推進協議会の運営を支援し、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題を正しく理解するための各種事業を推進していきます。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)では、全ての県民の方が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

町は、これらの施設と連携を図りながら、各種事業を推進していきます。

3 国、県、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村、関係団体がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していく必要があります。

さらに、近年では価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参加する人が増加し、地域づくりにおいて大きな役割を果たしていることから、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な組織との協働は不可欠です。

そして、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、行政だけではなく、町民がその担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって、町民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが活かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、町民の自発的な取組を支援していきます。

資料編

(資料1) 第3次伯耆町人権施策推進計画体系別実施事業一覧……………	1
(資料2) 第3次伯耆町人権施策推進計画に関連する計画や調査等……………	6
(資料3) 令和3年度伯耆町人権意識調査の結果について……………	7
(資料4) 伯耆町人権施策推進計画に基づく令和3年度実施状況調査の結果について・	8
(資料5) 伯耆町の概況……………	9
(資料6) 第2次人権施策推進計画の体系……………	12
(資料7) 伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例…	15

(資料1) 第3次伯耆町人権施策推進計画 体系別実施事業一覧

人権施策基本方針	
1	一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまちづくり
2	人権文化の風が吹き渡るまちづくり
3	みんなが安心して暮らせるまちづくり



人権施策の推進方針	
1	住民参画と協働による人権尊重のまちづくり
2	人権教育・人権啓発の推進
3	相談・支援の体制整備と充実



共通して取り組む重要施策				
分野	施策の推進	具体的取組	事業名	担当部局
1 人権教育・人権啓発の推進				
	(1)効果的な啓発手法		人権フォーラム	人権政策室
			明るいまちづくり懇談会	人権政策室
			ひまわりセミナー	人権政策室
			放送講座	人権政策室
			人権啓発標語	人権政策室
			人権教育・啓発推進協議会運営事業	人権政策室
			人権講座	文化センター
	(2)効果的な情報提供		人権だより	人権政策室
			広報ほうき「人権コーナー」	人権政策室
2 差別実態の解消に向けた施策				
	(1)差別解消に向けた施策の検討			
	①差別事象対策会議		差別事象対策会議	人権政策室
			差別事象対応マニュアル	人権政策室
	②インターネットモニタリング		インターネットモニタリング	人権政策室
3 相談・支援の体制整備と充実				
	(1)相談機能の充実			
	①人権相談日の開設		人権相談	人権政策室
			各種相談会の開催事業	人権政策室
	②周知の工夫と相談しやすい環境づくり			人権政策室
	③関係機関の連携の推進			人権政策室

4 個人情報の保護と人権			
	(1)個人情報の適正な管理等の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)本人通知制度の周知	本人通知制度	住民課
	5 ユニバーサルデザインの推進		
	(1)教育・啓発の推進	(ひまわりセミナー)再掲	人権政策室
	(2)公共施設等のUD化の推進	公共施設UD化推進事業	各課
6 企業への啓発			
	(1)事業主等への人権啓発	人権フォーラム(再掲)	人権政策室
		人権教育・啓発推進協議会運営事業(再掲)	人権政策室



人権分野別の施策					
分野	施策の推進	具体的取組	事業名	担当部局	
1 同和問題(部落差別)					
	(1)差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進	①教育・啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室	
			地区学習会	文化センター	
			人権講座(再掲)	文化センター	
			人権教育・啓発推進協議会運営事業(再掲)	人権政策室	
		②同和対策事業の推進	各種教室事業	文化センター	
			ミニデイサービス事業	文化センター	
		③保育所・学校における人権教育の推進	伯耆町教育振興会 人権教育研究大会	総務学事室	
			同和問題についての学習	総務学事室	
		(2)同和地区関係者を取り巻く課題解決に向けた施策の推進	①相談活動の充実	各種相談会の開催事業(再掲)	人権政策室
				各種相談事業	文化センター
	②差別事象への適切な対応		差別事象対応マニュアル(再掲)	人権政策室	
			各種相談事業(再掲)	文化センター	
	③本人通知制度の周知普及		本人通知制度(再掲)	住民課	
			ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室	
		人権講座(再掲)	文化センター		
2 男女共同参画に関する人権					
	(1)社会における制度又は慣行の見直しと意識改革	①男女共同参画に向けた意識改革	広報・CATV等を通じた広報活動	総務課	
			男女共同参画研修会の開催	総務課	
			各種相談会の開催	総務課	

		各種相談窓口の周知	総務課	
		男女共同参画についての学習	総務学事室	
		乳幼児とのふれあい体験	総務学事室	
	②政策・方針決定過程への女性の参画の推進	審議会等の男女構成比率の改善	各課	
(2)家庭並びに社会生活における男女共同参画の推進				
①地域社会における男女共同参画の推進		地域活動への男女構成比率の改善	生涯学習室	
			町づくり推進室	
		女性消防団員の入団促進	総務課	
		防災会議への女性の参画促進	総務課	
②家庭生活における男女共同参画の推進		男性のための料理教室	健康増進室	
		子育て相談	健康増進室	
		家庭教育講演会	生涯学習室	
		家族介護教室	生活相談室	
		交流事業	生活相談室	
③職場における男女共同参画の推進		広報・CATV等を通じた広報活動(再掲)	総務課	
(3)男女の人権の擁護と健康支援				
①男女間のあらゆる暴力の根絶		広報・CATV等を通じた広報活動(再掲)	総務課	
		各種相談会の開催(再掲)	総務課	
②女性の健康対策の推進		妊婦健康診査の助成	健康増進室	
		多胎妊婦健康診査費助成	健康増進室	
		母性健康管理指導事項連絡カード事業	健康増進室	
		妊産婦訪問指導事業	健康増進室	
		マタニティひろば	福祉課	
		乳児家庭全戸訪問事業	健康増進室	
③性差に応じた健康支援		乳がん・子宮がん検診	健康増進室	
		前立腺がん検診	健康増進室	
のある人の人権				
(1)教育・啓発の推進				
①広報活動の推進		広報・啓発活動の推進	福祉課	
	②啓発事業の推進		ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
			地域支援セミナー運営事業	福祉課
(2)相談体制の充実				
①相談支援の充実		相談支援事業との連携強化	福祉課	
	②障がい者団体との協働による相談活動	障がい者相談支援事業	福祉課	
(3)権利擁護の推進				
①差別の解消		ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室	
	②権利擁護の推進		成年後見制度法人後見支援事業	福祉課
			成年後見制度利用支援助成	福祉課
(4)社会参加と雇用の促進				
①職業相談・支援体制の充実		相談支援事業との連携強化(再掲)	福祉課	
	②雇用の機会・働く場の確保		障がい者雇用奨励金交付事業	福祉課
			障がい者社会参加推進拠点運営事業	福祉課
(5)暮らしやすいまちづくりの推進				
①バリアフリーのまちづくりの推進		福祉のまちづくり推進事業	福祉課	
	②住環境の整備		障がい児・者在宅生活支援事業	福祉課
			障がい児・者日常生活用具給付事業	福祉課

	③移動手段の確保	移動支援事業	福祉課
		身体障がい者自動車改造費助成事業	福祉課
	(6)特別支援教育の充実	特別支援教育支援員配置事業	総務学事室
		障がい児通学支援事業	総務学事室
4 子どもの人権			
	(1)教育・啓発の推進		
	①教育の推進	人権教育の推進	総務学事室
	②啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)相談・支援体制の充実		
	①ひとり親家庭の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による相談支援	福祉課
		母子家庭等自立支援給付金事業	福祉課
	②特別な支援が必要な子どもへの施策の充実	就学支援検討会	総務学事室
		就学援助事業(特別支援教育就学奨励金)	総務学事室
		特別支援教育支援員配置事業(再掲)	総務学事室
		教育支援センター運営事業	総務学事室
	③児童虐待防止対策の充実	養育支援訪問事業	福祉課・健康増進室
		要保護児童対策地域協議会事業	福祉課
	④いじめ、不登校等への対応の充実	スクール・ソーシャル・ワーカー活用事業	総務学事室
	(3)子育て支援サービスの充実		
	①親育ちの支援		
	②安心して子育てができる環境の確保	地域子育て支援センター事業	福祉課
		乳児家庭保育支援事業	福祉課
	③地域の実情に応じた子育て支援の充実	地域学校協働本部事業	生涯学習室
	(4)子どもを犯罪から守るための活動の推進		
	①情報モラル教育の推進	情報モラル教育の推進	総務学事室
	②青少年育成伯耆町民会議との連携	通学路の安全点検	生涯学習室
		少年を守る店の周知啓発	生涯学習室
5 高齢者の人権			
	(1)教育・啓発の推進		
	①認知症についての啓発活動の推進	認知症サポーター養成講座	生活相談室
		権利擁護研修会	生活相談室
	②消費者被害防止対策の推進	消費生活講座・出前講座	住民課
	(2)相談・支援体制の充実		
	①制度の周知と利用促進	権利擁護研修会(再掲)	生活相談室
	②虐待の早期発見と防止の推進	家族介護教室	生活相談室
	(3)社会参加の促進		
	①地域学校協働本部事業への参加促進	地域学校協働本部事業(再掲)	生涯学習室
	②シルバー人材センターへの加入促進	シルバー人材センターの運営支援	福祉課
	(4)多様なサービスの提供		
		地域包括支援センター運営事業(再掲)	生活相談室
6 外国人の人権			
	(1)教育・啓発の推進		
		ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)地域における国際理解、国際交流の推進		

	①町民向け語学講座や国際理解講座の開催	英会話教室	岸本公民館
		英会話教室	溝口公民館
		Kids English Class	溝口公民館
	(3)外国人児童生徒等に対する教育の充実	特別支援教育支援員配置事業(再掲)	総務学事室
7 病気にかかわる人の人権			
	(1)病気に対する正しい知識の普及と啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)相談窓口の周知	各種相談会の開催事業(再掲)	人権政策室
	(3)新型コロナウイルス感染症に関する取組	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
8 刑を終えて出所した人の人権			
	(1)教育・啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)相談・支援の充実	各種相談会の開催事業(再掲)	人権政策室
9 犯罪被害者等の人権			
	(1)教育・啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)相談・支援の充実	各種相談会の開催事業(再掲)	人権政策室
10 性的マイノリティの人権			
	(1)教育・啓発の推進	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)諸課題についての検討		
11 生活困難者等の人権			
	(1)自立相談支援と住居確保支援	自立相談支援事業	福祉課
		住宅確保給付金	福祉課
	(2)庁内連携の推進	庁内連携体制の構築	福祉課
		スクール・ソーシャル・ワーカー活用事業(再掲)	総務学事室
12 様々な人権			
	(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(2)災害被害者等の人権	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(3)アイヌの人々	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室
	(4)ひきこもりの状態にある人の人権	ひまわりセミナー(再掲)	人権政策室

(資料2) 第3次伯耆町人権施策推進計画に関連する計画や調査等

《伯耆町の各種計画》

計画名	計画期間等	備考	所管課
伯耆町総合計画	令和3～7年度	第3次	企画課
伯耆町教育振興基本計画	令和3～12年度	第2次	教育委員会
伯耆町男女共同参画推進計画	令和3～7年度	第3次	総務課
伯耆町障がい者プラン			福祉課
// 障がい者計画	平成27～令和5年度	第4期	
// 障がい福祉計画	令和3～5年度	第6期	
// 障がい児福祉計画	令和3～5年度	第2期	
伯耆町子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度	第2期	福祉課
伯耆町地域福祉計画	平成 29～令和3年度	第3期	福祉課
伯耆町高齢者福祉計画	令和3～5年度		健康対策課
伯耆町健康づくり計画	平成 30～令和4年度	第3次	健康対策課
南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画	令和3～5年度	第8期	

《第3次改訂に引用・参考にした調査・アンケート等》

調査名	調査実施時期	備考	所管課等
伯耆町人権意識調査	令和3年5月	第2回	教育委員会
伯耆町人権意識調査	平成28年5月	第1回	教育委員会
鳥取県人権意識調査	令和2年5月	第5回	鳥取県
伯耆町まちづくりアンケート	令和2年7月		企画課
伯耆町男女共同参画意識調査	令和2年8月		総務課

(資料3) 令和3年度伯耆町人権意識調査の結果について

令和3年9月 伯耆町教育委員会

1 調査の概要

- (1)調査対象 伯耆町内在住の16歳以上の者1,200名(住民基本台帳に基づく無作為抽出)
- (2)調査客体 (1)により抽出した者に送付した調査票に関し、宛先又は移転先不明等により返送された調査票を除いた1,194名
- (3)調査期間 令和3年5月20日(木)から6月11日(金) 消印有効
- (4)有効回答数 559名(回収率:46.8%(559/1,194))

2 分析にあたって

今回の調査は、県の調査(令和2年5月実施)と比較検討するため、調査項目を県の項目に合わせて実施した。したがって、町の前回調査(平成28年5月実施)項目を大幅に変更することになった。

今回の調査結果については、県の調査結果(項目によっては町の前回調査結果)と比較しながら、本町における差別等の実態や人権意識、今後の啓発等の取組の課題について明らかにした。

3 主な調査結果の概要

≪差別等の実態について≫

- 「差別待遇(不平等・不利益な取り扱い)」や「職場での嫌がらせやいじめ」、「インターネットへの不適切な書き込み」など、日常生活の中で依然として様々な人権侵害が発生している。また、直接的な人権侵害のほかにも、家庭や地域、学校や職場の中で「平等に扱われていない」と感じている人が、県より多くなっている。
- 「同和地区(被差別部落)の人々に対する差別的な言動」など、依然として部落差別が存在している。

≪人権に関する考えや認識について≫

- 「人権問題は自分に関わる問題」とであるという認識を75%の人が持っている。また、問題解決のために必要な取組に関しても、多くの人が理解を示している。一方で、「差別される人にもそれだけの理由がある」と回答した人が27%あり、差別を受ける人に対する偏見も相変わらず見受けられる。
- 具体的な人権問題に関する認識については、「女性」「子ども」「外国人」「ハンセン病」などで理解が進んできていると思われる。また、災害などの緊急時や近所づきあいにおいては、人権に配慮した態度や行動がとれる実践力が高まっていると考えられる。

≪同和问题(部落差別)に関する認識について≫

- 同和问题(部落差別)についての正しい認識が普及しているとは必ずしも言えない。
- 同和问题(部落差別)の現実や身元調査の問題性などが必ずしも正しく理解されているとは言えない。

≪人権教育・啓発の取組について≫

- 講演会や研修会へ「参加したことがある」(40%)よりも「参加したことがない」(58%)人の方が多くいる。
- 講演会や研修会等についての広報や周知方法に課題がみられる。また、人権教育や啓発の内容や方法にも課題がみられる。
- 人権問題を正しく理解するためには、冊子やパンフレットを活用したり、定期的に講演会や研修会等に参加することが重要であるため、研修会等に参加したことがない人に参加を促したり、冊子やパンフレットを活用してもらうきっかけをつくるための広報媒体の使い方や内容について工夫する必要がある。
- 「差別的な言動」、「差別待遇」、「職場での嫌がらせやいじめ」、「インターネットへの不適切な書き込み」など、差別の実態が社会全体にわたっている。教育や啓発を進めていく中で、家庭や地域、学校や職場などが連携・協働しながら、共通して差別実態の解消に向けた取組を進めていく必要がある。

4 今後の予定

調査結果から見てきた課題への対応については、引き続き人権教育や啓発の施策の充実に取り組むとともに、今年度改訂予定の「第3次伯耆町人権施策推進計画」に反映させる。

(資料4) 伯耆町人権施策推進計画に基づく令和3年度事業実施状況調査の結果について

令和3年9月 伯耆町教育委員会

1 調査の目的

第2次伯耆町人権施策推進計画に基づき各課が実施している現在の事業(変更や廃止、新規事業等も含めて)について、実施状況及び今後の予定等を把握し、第3次推進計画策定の基礎資料を得る。

2 調査の概要

第2次伯耆町人権施策推進計画に基づき伯耆町が現在実施している対象事業(108事業)について、担当課にその実施状況や今後の予定等を調査依頼し、回答を得たものである。

3 主な調査結果の概要

《実施事業数について》

分 野	事業数	令和2年度事業の評価			次期計画に向けて		
		達成	一部達成	未達成	継続実施	変更	廃止
①同和問題	15	11	3	1	15		
②男女共同参画	32	27	1	4	28		4
③障がいのある人	17	14	3		16	1	
④子ども	18	14	1	3	14	1	3
⑤高齢者	8	8			6		2
⑥外国人	4		1	3	4		
⑦病気にかかわる人	2		2		2		
⑧性的マイノリティ	1		1		1		
⑨生活困難者等	3	2		1	1		2
⑩インターネット	2	1	1		2		
⑪ユニバーサルデザイン	2	1	1		2		
⑫様々な人権	4		4		4		
合 計	108	78	18	12	95	2	11

《令和2年度事業の実施状況について》

- ・実施事業108事業のうち82事業(76%)が、「同和問題」「男女共同参画」「障がいのある人」「子ども」の4分野に集中している。「高齢者」以下の8分野の事業は、26事業(24%)にとどまっている。
- ・調査を依頼したほとんどの事業が実施され、目的を達成している事業は78事業(72%)だった。一部達成の事業は18事業(17%)で、理由はコロナ禍による事業の一部未実施によるものだった。未達成の事業は、12事業(11%)だった。
- ・中には、機能を整理統合して実施している事業もあり、発展的に運用されている。

《次期計画に向けた事業について》

- ・継続して実施する事業が95事業、内容等を変更して実施する2事業と合わせると97事業(90%)が次期計画においても実施予定の事業である。また、廃止予定の事業は11事業(10%)となっている。
- ・人権分野の分類は変更があっても、町として人権を尊重するため、必要な施策を積極的に推進して、行政のすべての分野において町民の人権意識の高揚に努めている。

4 今後の予定

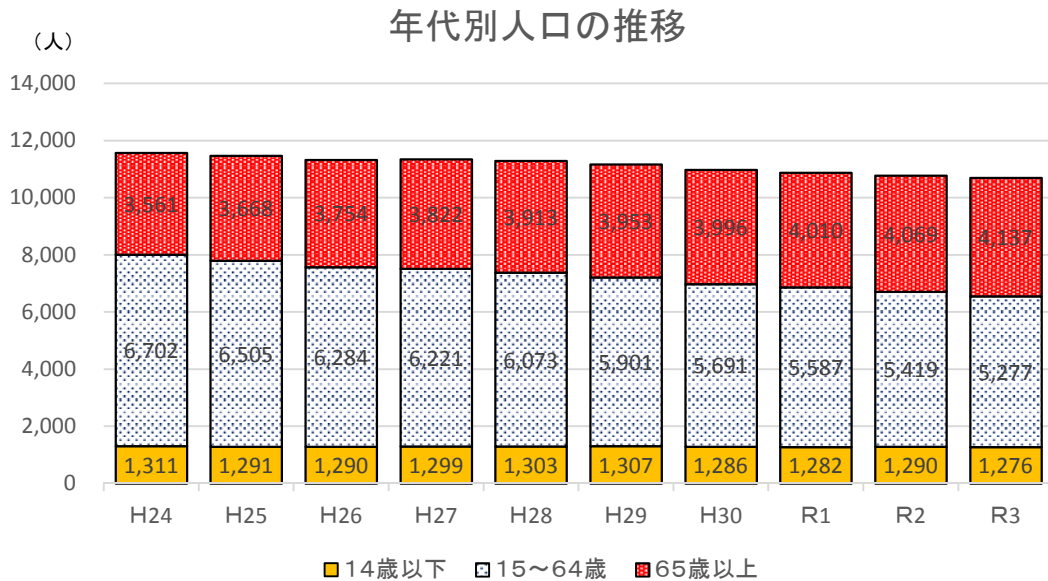
現在、町長の諮問を受け審議会で検討中の第3次伯耆町人権施策推進計画策定の基礎資料とする。また、今後も分野別にこの調査を継続し、人権施策推進計画の体系に対応した事業がより充実するよう努めていく。

(資料5) 伯耆町の概況

1 年代別人口の推移

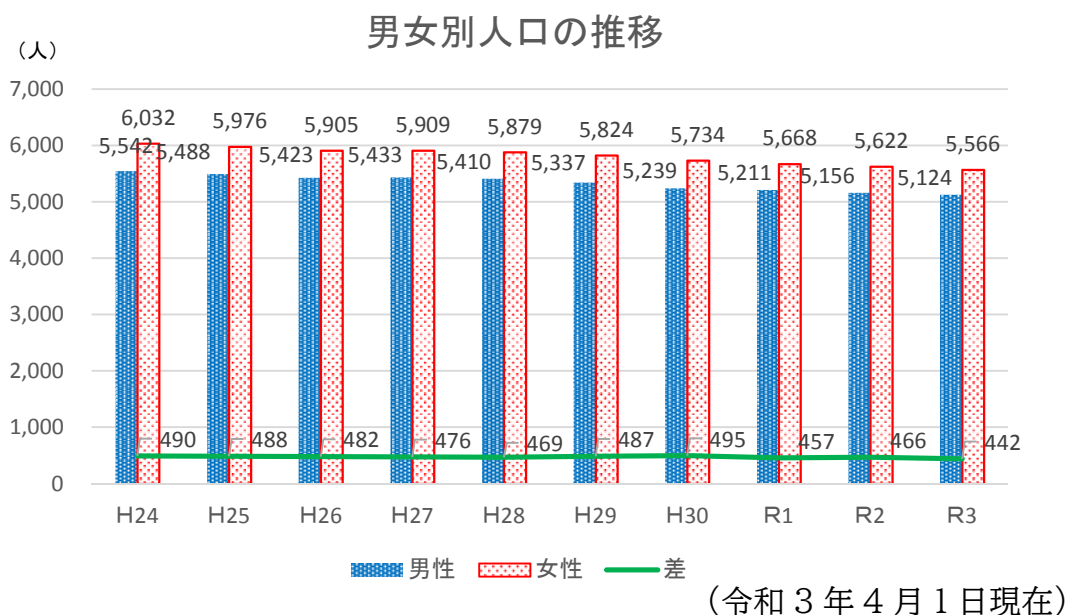
本町の総人口は、合併当初の平成17(2005)年では 12,508 人でしたが、令和3(2021)年には 10,690 人と 1,818 人減少しました。その一方で総人口に占める高齢者の割合は増加しており、令和3(2021)年の高齢化率は 38.7%となっています。

また、14歳以下の子どもの人口は、年々減少していますが、総人口に対する割合は、11.9%程度で安定しています。



2 男女別人口の推移

本町の男女別人口は、女性が男性より多く、その差は少しずつ縮まっています。



3 障がい者数

身体障がい者数では、平成28(2016)年度に比べ、全体的に増加傾向にあります。知的障がい者数及び精神障がい者数においても、平成28(2016)年度に比べ、全体数が増えています。

(1) 身体障がい者数(障がい種類別・個別等級別)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	11 (18)	24 (20)	4 (1)	7 (2)	11 (3)	19 (2)	76 (46)
聴覚・平衡機能障がい	0 (0)	10 (14)	4 (2)	14 (10)	1 (0)	28 (35)	57 (61)
音声・言語・そし ゃく機能障がい	0 (0)	1 (0)	16 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (11)
肢体不自由	74 (99)	106 (68)	175 (80)	199 (118)	57 (31)	22 (17)	633 (413)
内部障がい	140 (122)	0 (0)	30 (22)	46 (34)	0 (0)	0 (0)	216 (178)
計	225 (239)	141 (102)	229 (112)	270 (168)	69 (34)	69 (54)	1003 (709)

(重複障がいの場合はそれぞれにカウント 令和2年4月1日現在)

()内は平成28年4月1日現在

(2) 知的障がい者数(療育手帳所持者数)

(単位:人)

	A(重度)	B(中・軽度)	計
18歳未満	0(1)	11(11)	11(12)
18～64歳	2(24)	74(36)	76(60)
65歳以上	0(7)	23(13)	23(20)
計	2(32)	108(60)	110(92)

(令和2年4月1日現在、()内は平成28年4月1日現在)

(3) 精神障がい者数(精神障害者福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数)

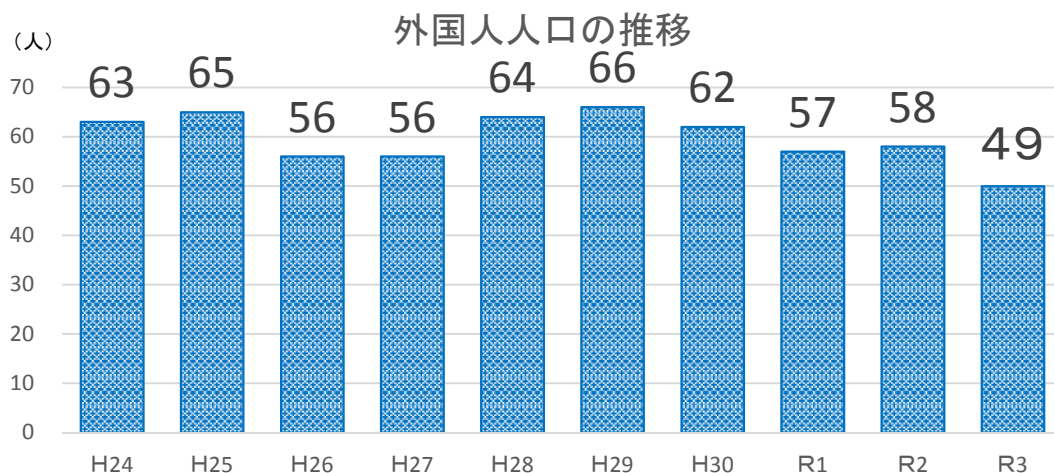
(単位:人)

	精神障害者保健福祉手帳				自立支援医療 (精神通院)
	1級	2級	3級	計	
18歳未満	0(0)	0(0)	5(4)	5(4)	2(7)
18～64歳	4(8)	54(61)	8(3)	66(72)	143(131)
65歳以上	8(7)	16(11)	1(2)	25(20)	44(23)
計	12(15)	70(72)	14(9)	96(96)	189(161)

(令和2年4月1日現在、()内は平成28年4月1日現在)

4 外国人の人口

外国人の人口は、年々減少傾向にあります。令和3年には49人に減りました。



(令和3年1月1日現在)

《国籍別外国人住民数の推移(伯耆町)》

(単位:人)

国 籍	平成28年	令和3年
中 国	20	12
韓国・朝鮮	14	12
フィリピン	5	8
英 国	4	3
タ イ	2	3
ベトナム	13	2
米 国	2	1
ブラジル	1	1
パキスタン	1	1
イタリア	1	1
シンガポール	0	1
ネパール	0	1
ハンガリー	0	1
ポーランド	0	1
南アフリカ共和国	0	1
オーストラリア	1	0
合計	64	49

(資料6) 第2次伯耆町人権施策推進計画の体系

【平成29(2017)～令和3(2021)年度】

I 人権施策基本方針

- 1 一人ひとりを大切にし、個性が発揮できるまちづくり
- 2 人権文化の風が吹き渡るまちづくり
- 3 みんなが安心して暮らせるまちづくり

II 人権施策の推進方針

- 1 住民参画と協働による人権尊重のまちづくり
- 2 人権教育・人権啓発の推進
- 3 相談・支援の体制整備と充実

III 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進

- ①教育・啓発の推進
- ②同和対策事業の推進
- ③保育所・学校における人権教育の推進

(2) 同和地区関係者を取り巻く課題解決に向けた施策の推進

- ①相談活動の充実
- ②差別事象への適切な対応
- ③本人通知制度の周知普及

2 男女共同参画に関する人権

(1) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

- ①男女共同参画に向けた意識改革
- ②政策・方針決定過程における女性の参画の推進

(2) 家庭並びに社会生活における男女共同参画の推進

- ①地域社会における男女共同参画の推進
- ②家庭生活における男女共同参画の推進
- ③職場における男女共同参画の推進

(3) 男女の人権の擁護と健康支援

- ①男女間のあらゆる暴力の根絶
- ②女性の健康対策の推進
- ③性差に応じた健康支援

3 障がいのある人の人権

(1) 教育・啓発の推進

- ①広報活動の推進
- ②啓発事業の推進
- (2)相談体制の充実
 - ①相談支援の充実
 - ②障がい者団体との協働による相談活動
- (3)権利擁護の推進
 - ①差別の解消
 - ②権利擁護の推進
- (4)社会参加と雇用の促進
 - ①職業相談・支援体制の充実
 - ②雇用の機会・働く場の確保
- (5)暮らしやすいまちづくりの推進
 - ①バリアフリーのまちづくりの推進
 - ②住環境の整備
 - ③移動手段の確保
- (6)特別支援教育の充実

4 子どもの人権

- (1)教育・啓発の推進
 - ①教育の推進
 - ②啓発の推進
- (2)相談・支援体制の充実
 - ①ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ②特別な支援が必要な子どもへの施策の充実
 - ③児童虐待防止対策の充実
 - ④いじめ、不登校等への対応の充実
- (3)子育て支援サービスの充実
 - ①親育ちの支援
 - ②安心して子育てができる環境の確保
 - ③地域の実情に応じた子育て支援の充実
- (4)子どもを犯罪から守るための活動の推進
 - ①防犯パトロール
 - ②情報モラル教育の推進

5 高齢者の人権

- (1)教育・啓発の推進
 - ①認知症についての啓発活動の推進
 - ②成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知
- (2)相談・支援体制の充実

- ①制度の周知と利用促進
 - ②虐待の早期発見と防止の推進
 - (3)社会参加の促進
 - ①学校支援地域本部事業への参加促進
 - ②シルバー人材センターへの加入促進
 - (4)多様なサービスの提供
- 6 外国人の人権
- (1)教育・啓発の推進
 - (2)地域における国際理解、国際交流の推進
 - ①町民向け語学講座や国際理解講座の開催
 - (3)外国人児童生徒等に対する教育の充実
- 7 病気にかかわる人の人権
- (1)病気に対する正しい知識の普及と啓発の推進
 - (2)相談窓口の周知
- 8 性的マイノリティの人権
- (1)教育・啓発の推進
- 9 生活困難者等の人権
- (1)自立相談支援と住居確保支援
 - (2)庁内連携の推進
- 10 インターネットにおける人権
- (1)教育・啓発の推進
 - (2)青少年の健全な育成のための環境整備
- 11 ユニバーサルデザインの推進
- (1)教育・啓発の推進
 - (2)公共施設等のUD化の推進
- 12 様々な人権
- (1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
 - (2)刑を終え出所した人の人権
 - (3)犯罪被害者等の人権
 - (4)職場における人権問題

(資料7)伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例

平成17年1月1日

条例第119号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申(昭和40年8月11日答申)の精神に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくするため、町の責務、町民の責務並びに町の施策等必要な事項を定め、町民の人権尊重及び人権意識の高揚を図り、もって平和で明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野において町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくするため、人権尊重を図るための施策に積極的に参画するとともに、自らも研修に努め、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第4条 町は、あらゆる差別をなくするために必要な環境改善対策に関する事業を実施するとともに、人権尊重を基盤にした町政の充実に努め、人権に関する調査・研究、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を増進するように配慮しなければならない。

3 町は、第1項に規定する施策を推進するため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第5条 町は、前条に規定する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第6条 町は、町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、関係団体との緊密な連携を図り、啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論形成や人権尊重の社会風土の改善を促進するものとする。

(審議会)

第7条 町は、あらゆる差別をなくし、人権尊重と啓発を図るために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議する審議会を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。